

スマート農業推進事業実施方針

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 赤井川村農業振興対策事業補助金等交付要綱（昭和56年赤井川村訓令第22号、以下「要綱」という。）に基づく、スマート農業推進事業（以下「事業」という。）は、この実施方針により行う。

(目的)

第2条 スマート農業の導入を支援することで、農作業の省力化によるコスト削減や経営規模拡大、農産物の高品質化による収益性の向上等、農業者の経営基盤の強化を図ることを目的に、助成措置を講じる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、要綱第3第2項に規定する農業者、新規就農者及び新規就農予定者とする。

ただし、村長が特別に認めた場合はこの限りではない。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、第3条に掲げるものとする。

(事業期間)

第5条 事業期間は4月1日から3月31日までとする。

(助成内容及び補助対象経費の変更)

第6条 村は予算の範囲内において次により補助金を交付するものとする。

補助対象事業内容	補助対象経費	補助率
スマート農業導入事業	①農業技術の向上や生産の効率化に資するICT機器及びロボット技術導入に要する経費 ②国等で開発し、又は検証した技術を導入する事業 ※該当する機器等は、農林水産省が定める「スマート農業技術カタログ」に掲載された機械または、それと同等な性能をもつ製品であること	1/2以内 補助上限額：250,000円
環境整備事業	①スマート農業を導入するために必要な環境整備に係る経費 ②スマート農業を導入するために必要な免許等の取得に要する経費 ※②については、従業員が取得する場合も補助の対象とする	

2 事業実施主体は、補助対象経費に変更が生じたときは、赤井川村補助金等交付規則（昭和56年規則第14号）に基づく補助事業変更承認の手続きを行うものとする。

3 補助金額に関わらず事業期間中の申請は、1事業実施主体につき2回を限度とする。ただし、同一事業者が行う同一事業への交付は行わない。

4 スマート農業導入事業の実施にあたっては、他の補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないことを要件とする。

（補助金の交付の取消し等）

第7条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、村長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（1）スマート農業導入事業により導入した機器等を法定耐用年数を経過する前に売却・譲渡等により手放したとき

（2）環境整備事業により免許等を取得した従業員が退職したとき

（3）環境整備事業を実施したとき、完了日より1年以内に、対応するスマート農業機器等を導入しなかったとき

（4）対象者が本来の目的以外に本事業による補助金を受給したとき。

（補助金の返還の額）

第8条 前条第1号又は第2号に規定する補助金の返還の額は、補助金交付決定の日から起算し、次に定める額とする。

（1）1年以内に前条第1号又は第2号に掲げる事由が発生したとき 交付した補助金の額の全額

（2）1年を超え2年以内に前条第1号又は第2号に掲げる事由が発生したとき 交付した補助金の額の10分の6の額

（3）2年を超え3年以内に前条第1号又は第2号に掲げる事由が発生したとき 交付した補助金の額の10分の3の額

2 前条第3号又は第4号に規定する補助金の返還の額は、交付した補助金の額の全額とする。
（報告の義務）

第9条 事業実施主体は、要綱に基づく補助事業等実績報告書を村長へ提出する際に、次に掲げる書類を合わせて提出するものとする。

（1）事業実施結果が明らかになる書類（導入した機器、工事、免許の内容等）

2 事業実施主体は、事業完了から3年間、毎年度3月までに導入による効果を報告すること。
（検査）

第10条 村長が必要と認めるときは、補助事業に要した関係資料等を徴収し、事務の検査を行うことができるものとする。

（その他）

第11条 この実施方針に定めなき事項については、村長が必要に応じ別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この方針は、制定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（失効）

2 この方針は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。